

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 運営規則

（趣旨）

第一条 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営 に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則（平成13年3月7日科学技術・学術審議会学術分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（議事）

第二条 部会長が必要と認めるときは、委員は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。

2 前項の規定による出席は、科学技術・学術審議会令第八条に規定する出席に含めるものとする。

（書面による議決）

第三条 部会長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を会議を構成する委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもってそれぞれの会議の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合、部会長が次の会議において報告をしなければならない。

（作業部会）

第四条 部会は、学術分科会において定められた所掌事務のうち、特定の事項について調査審議を行う必要があると認める場合は、部会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の名称及び所掌事務は、部会長が部会に諮って定める。

3 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は部会長が指名する。

4 作業部会に主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。

5 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。

6 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。

7 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。

8 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

9 作業部会の主査は、作業部会における調査審議の経過及び結果を部会に報告するものとする。

10 前各項に定めるもののほか、作業部会の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

（会議の公開）

第五条 部会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

（議事録の公表）

第六条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。

2 部会が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が部会に諮った上で、当該部分の議事録を非公開とすることができる。

（雑則）

第七条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）（抄）

（組織）

- 第一条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

- 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
 - 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。
 - 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

科学技術・学術審議会学術分科会運営規則（平成 1 3 年 3 月 7 日学術分科会決定、令和 2 年 5 月 2 5 日最終改正）（抄）

(部会)

第 4 条 分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、学術の振興に関する重要事項のうち、右欄に掲げる事項について調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
研究環境基盤部会	大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項並びに特定の分野における学術研究の推進のための具体的な方策及び評価に係る事項（分科会において直接調査審議を行うものを除く）

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 分科会長は、分科会の所掌事務に係る事項の調査審議をその内容に応じて関係の部会に付託することができる。
- 5 前項の規定により部会に付託された事項のうち分科会の議決をもって科学技術・学術審議会の議決とすることとされたものについては、分科会が特に分科会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。
- 6 (略)
- 7 前二項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、分科会にその内容を報告するものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。